

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	医療, 介護等の統合データ分析事業		
予算額	15,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(222-3411)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>市民の健康寿命の延伸を目指すに当たって、地域の健康課題を把握し、効率的かつ効果的に施策を展開するためには、EBPM(※)を推進することが重要である。</p> <p>京都市では、これまでから介護や医療に関する統計資料等を収集・活用し、事業の推進に努めてきたところであるが、データをより詳細に分析することで、地域の健康課題をより深く把握し、地域の実情に応じた効率的・効果的な取組を進めていく必要がある。</p> <p>※EBPM (Evidence Based Policy Making 証拠に基づく政策立案)</p> <p>政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで、政策効果の策定で重要な関連を持つデータ(エビデンス)に基づくものとする。</p>			
<p>【事業概要】</p> <p>令和2年度においては、本市が保有する医療レセプト、健診結果、介護レセプト等のデータを収集及び統合し、京都市民の「社会参加の度合い」と「疾病や要介護リスク」の因果関係などについて、モデル的な分析の委託を行うことで、本市施策の企画立案に資するエビデンスの収集を図る。</p> <p>この分析により得られた結果については、令和3年度以降の介護予防事業をはじめとする本市事業への活用を図り、効率的かつ効果的に施策を推進することで、市民の健康寿命の延伸、市民の生活の質の向上につなげる。</p>			
<p>【参 考 (他都市の状況・事業効果など)】</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	介護基盤等整備助成		
予算額	1,244,370 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課(213-5871)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] これまでから、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて京都市民長寿すこやかプランに基づき、介護サービス基盤の充実など必要な介護サービスの供給量の確保に取り組んでいる。</p>			
<p>[事業概要] 令和2年度は、第7期京都市民長寿すこやかプラン（計画期間：平成30年度～令和2年度）に定める整備目標の達成に向け、<u>特別養護老人ホーム8箇所（新設6箇所、増床2箇所）の整備助成を実施するほか、小規模多機能型居宅介護拠点1箇所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所3箇所、特別養護老人ホーム多床室プライバシー保護改修1箇所の整備助成を実施する</u>（次頁参照）。</p>			
【整備目標（定員）】		（単位：人）	
施設種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特別養護老人ホーム	6,296	6,532	6,717
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）] 「第7期京都市民長寿すこやかプラン」（平成30～令和2年度）における特別養護老人ホーム整備状況 令和2年度末目標6,717人分に対し、公募によりこれまで6,644人分（98.9%）の整備が確定。</p>			

○ 特別養護老人ホーム整備助成

新規/継続	施設名称又は箇所数	定員	場所
新規	広域型1箇所分	100人分 (短期入所 10 人分併設)	-
新規	洛東園	50→56人(増床)	東山区本町
継続	御陵洛東園(仮称)	100人 (養護老人ホーム 50 人併設)	山科区御陵岡町
継続	すないの家 太秦(仮称)	120人	右京区常盤森町
継続	大枝美郷(仮称)	100人 (短期入所 10 人併設)	西京区大枝西長町
新規	地域密着型2箇所分	58人分 (短期入所 20 人分併設)	-
新規	おんまえどおり	22→23人(増床)	上京区天満屋町

○ 小規模多機能型居宅介護拠点整備助成

新規/継続	施設名称	定員	場所
新規	北山ナーシングホーム (仮称)	登録定員29人 (うち宿泊定員9人)	北区上賀茂松本町

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備助成

新規/継続	施設名称	場所
新規	ひだまりの家(仮称)	山科区小野荘司町
新規	こもれびの家(仮称)	伏見区日野西風呂町
新規	城南ホーム(仮称)	伏見区竹田中内畑町

○ 特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修支援

施設名称	場所
洛東園	東山区本町

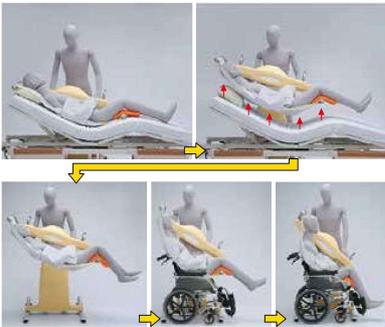
令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	フレイル対策モデル事業		
予算額	31,000 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(222-3419)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>団塊の世代の方が75歳以上となる2025年に向け、健康寿命の延伸に取り組むに当たっては、高齢期においても健康な状態を維持していただけるよう支援するとともに、要介護に至る前の心と体の活力が低下した状態であるフレイル状態（全身の虚弱）の方を早期に把握し、早い段階から改善に向けた取組を行うことで、健康な状態に回復していただけるよう、本市のフレイル対策・介護予防の取組を早急に強化していく必要がある。</p> <p>本市では、令和元年度には栄養や口腔機能に関する内容も含めた体力測定等を実施し、課題を有する自主グループ（※）等に対して、医療専門職連携による支援を行う、フレイル対策モデル事業に取り組み、医療専門職が効果的に関与する手法や体力測定値等の情報を集約・整理する手法等についても検討を行っているところである。</p> <p>※ 地域の住民が主体となって、自主的に介護予防の活動に取り組むグループ</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>令和元年度に実施している東山区地域介護予防推進センターでのフレイル対策モデル事業においては、医療専門職の関与を契機として体操などの運動だけでなく、栄養や口腔機能への関心が高まる様子が見られるが、今後、実施する体力測定等の結果も踏まえ、新たにモデル対象地域を増やし、複数区において自主グループ等に対して、管理栄養士等の医療専門職連携による改善プログラムの提供を行うなど、総合的なフレイル対策の取組拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養や口腔機能に関する内容も含めた体力測定等の実施 （フレイルチェック、肉類や魚などの食品群の摂取状況の調査、滑舌のチェック、握力や歩行速度に関する測定など） ・ 課題を有する自主グループ等に対する医療専門職連携による支援 （管理栄養士による低栄養の予防に関する講座や相談の実施、歯科衛生士によるお口の体操指導など） ・ 医療専門職の関与や情報の集約等に関する仕組みづくり （管理栄養士等の医療専門職の派遣調整、体力測定値等の分析に必要な情報整理の仕組みづくりなど） 			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	障害福祉分野におけるロボット等の導入支援事業		
予算額	6,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>国において令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」には、ロボット・AI・ICT, データヘルス改革, 業務移管, シニア人材の活用促進等を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量を5%以上向上させることが明記されている。</p> <p>その取組の一環として、障害者支援施設等に対するロボット等の導入を支援することで、介護業務の負担軽減、職場環境の改善を進め、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することが求められている。</p>			
<p>〔事業概要〕</p> <p>市内に所在する障害者支援施設等において、介護の負担軽減や利用者の安全・安心の確保等の実現を図るためにロボット等(※)を導入する場合、1機器当たり30万円を限度に費用助成を行う。</p> <p>※ 移乗支援や見守りなど、介護や日常生活支援の場面において利用するロボット</p>			
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">  </div> </div> <p>(参考：移乗アシスト型ロボット)</p>			
<p>〔参 考 (他都市の状況・事業効果など) 〕</p> <p>厚生労働省が公表した介護ロボットの効果実証に関する調査研究事業の結果によれば、介護ロボット導入の目的は「利用者の負担軽減」や「職員の負担軽減」の割合が高く、「見守り」機器の職員における導入効果としては「利用者の行動パターンが把握できる」が最も割合が高く、次いで「優先順位の判断ができる」であった。他方、利用者における導入効果としては「転倒が減る」が最も割合が高く、次いで「緊急時にすぐに対応してもらえる安心感がある」となっている。</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	障害者生活介護事業所等整備助成		
予算額	149,100 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>障害のある方が安心して地域で生活できる環境づくりのため、食事・入浴等の介護、日常生活の援助等を受けることができる生活介護事業所や共同生活援助事業所のニーズは高い。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>社会福祉法人等が実施主体となつて行う障害福祉サービス事業所（生活介護事業所・共同生活援助事業所）の新設整備に対し、助成を行う。</p> <p>1 生活介護事業所 名称：デイセンターあらしやま（仮称） 定員：20人 場所：京都市西京区嵐山上海道町</p> <p>2 共同生活援助事業所 (1) 名称：グループホームりずむ（仮称） 定員：7人（短期入所3人併設） 場所：京都市北区小山西玄以町</p> <p>(2) 名称：ホームあらしやま（仮称） 定員：20人（短期入所2人併設） 場所：京都市西京区嵐山上海道町</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の生活介護事業所（令和2年1月1日現在） 箇所数：102箇所，定員：2,332人 市内の共同生活援助事業所（令和2年1月1日現在） 箇所数：129箇所，定員：665人 			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	伝福連携推進等事業所整備助成		
予算額	218,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都市の伝統産業の一つである西陣織の製作工程の担い手が減少傾向にある中、障害者就労に取り組む就労継続支援事業所「西陣工房(※1)」では、施設利用者が「糸繰(※2)」の製作工程に携わっている。</p> <p>今後、更なる障害者の就労の場の拡大や生産性向上による工賃向上を図るとともに、伝統産業技術の継承や後継者の確保を図る必要がある。</p> <p>※1 西陣工房 就労継続支援B型事業所(定員20名)、場所：北区大將軍川端町 ※2 糸繰 糸繰機を使い、染色された糸を糸枠に巻き取る、西陣織製作工程の一つ。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>障害者の就労の場の拡大と工賃向上、伝統産業の技術継承と後継者確保を目指し、伝統産業製品の製作工程において、障害者就労に取り組む障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型事業所等)の整備(移転に伴う定員の拡充：[就労B]定員20名→40名、[生活介護新設]定員10名)に対し、助成を行う。</p> <p>名称：新西陣工房(仮称) 定員：50名(就労継続支援B型事業所40名、生活介護事業所10名) 移転先：北区大將軍東鷹司町 移転時期：令和3年4月(予定)</p>			
<p>[参考(他都市の状況・事業効果など)]</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	発達障害児者地域支援サポート事業		
予算額	16,000千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>1 ライフステージを通じた切れ目のない支援の必要性 発達障害児者支援については、保育園・幼稚園，小中学校，高等学校，大学への進学及び就労に至るまで，ライフステージを通じて，個々の障害特性に応じた一貫した支援が重要であることから，支援関係者がそうした支援を行うための仕組みが必要である。</p> <p>2 発達障害支援専門機関による施設・事業所支援の必要性 自傷や他害のある強度行動障害者に適切な支援を行うには，高度な専門知識に基づくアセスメント手法が必要である。各施設・事業所の専門性の更なる向上を図るため，発達障害者支援センターの機能を強化したうえで，各施設への助言等を総合的に行う仕組みが必要である。</p>			
<p>【事業概要】</p> <p>発達障害児者の支援に関わる個別事業所が利用者の特性に沿った対応ができるよう，連絡，調整，助言等を総合的に行うため，発達障害者支援センターに「<u>地域支援マネジャー</u>」を新たに3名配置し，次の事業を実施することにより地域支援機能の強化を図る。</p> <p>1 <u>個別支援ファイル事業</u> 要支援者の過去から現在までの一貫した情報を共有するためのツールとして，「個別支援ファイル」を導入し，運用を開始する。個別支援ファイルの活用については，地域支援マネジャーが，保護者向け説明会，保護者向け学習会や自立支援協議会において，資料の綴じ方やファイルの活用場面等の説明を行い，その活用を浸透させていく。</p> <p>2 <u>事業所コンサルテーション事業</u> 地域支援マネジャーが個別事業所を訪問し，アセスメントや支援の助言を行うことで，要支援者の受入れを促進する。</p>			
<p>【参 考（他都市（政令市）の状況）】</p> <p>1 個別支援ファイル事業 札幌市，仙台市，さいたま市，千葉市，横浜市 他10箇所</p> <p>2 事業所コンサルテーション事業 大阪市，横浜市</p> <p>3 発達障害者地域支援マネジャーの配置 札幌市，仙台市，横浜市，川崎市，相模原市，大阪市，神戸市，北九州市，福岡市，熊本市</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	東京2020パラリンピック記念事業		
予算額	3,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 東京2020オリンピック終了後、令和2年8月13日(木)から同月25日(火)(パラリンピック開会式)まで、東京2020パラリンピック大会聖火リレーが開催される。 同リレーで用いられる聖火については、大会開催4都県(東京都、埼玉県、千葉県、静岡県)を除く43道府県において採火された火を使うとともに、各都道府県においては採火した火を東京に送るイベント「聖火フェスティバル」が実施される。</p>			
<p>【事業概要】 東京2020パラリンピックに向けた機運の醸成を図るため、当事者団体や障害者福祉施設、総合支援学校等をはじめ、障害の有無にかかわらず広く市民の皆様に聖火フェスティバルに参加していただくとともに、参加者の思いが託された「京都市の火」を採火する採火式を実施する。 「京都市の火」は、採火後、広く市民の皆様に御覧いただいたのち、京都府が実施する出立式において、府内他市町で採火された他の火と合わせ、東京へ送られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採火式(予定) 日程：令和2年8月13日(木)又は同月14日(金) <u>採火式終了後、出立式までの間「京都市の火」が展示される。</u> ○ 出立式(予定) ※京都府が実施 日程：令和2年8月17日(月) 			
<p>【参 考(他都市の状況・事業効果など)】 京都府内では、綾部市、宇治市、亀岡市、木津川市、京丹後市、京丹波町、京都市、城陽市、長岡京市、南丹市、福知山市、舞鶴市、宮津市、向日市、八幡市、与謝野町(16市町)で聖火フェスティバルが開催される。</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	京都らしい農福連携推進事業		
予算額	2,500 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	障害保健福祉推進室(222-4161)		

[事業実施に至る経過・背景など]

平成30年度から本格的に生産を始めた新京野菜『京の黄真珠』は、農家が生産し、障害者福祉施設が選別作業を担い、株式会社ギャバンが製品を販売するという体制が確立されている。

令和元年6月には、更なる『京の黄真珠』の販売促進に取り組み、農家所得の向上や農福連携を推進するため、本市、株式会社ギャバン、京の黄真珠生産組合との3者で、「新京野菜『京の黄真珠』の普及促進に関する協定」を締結した。

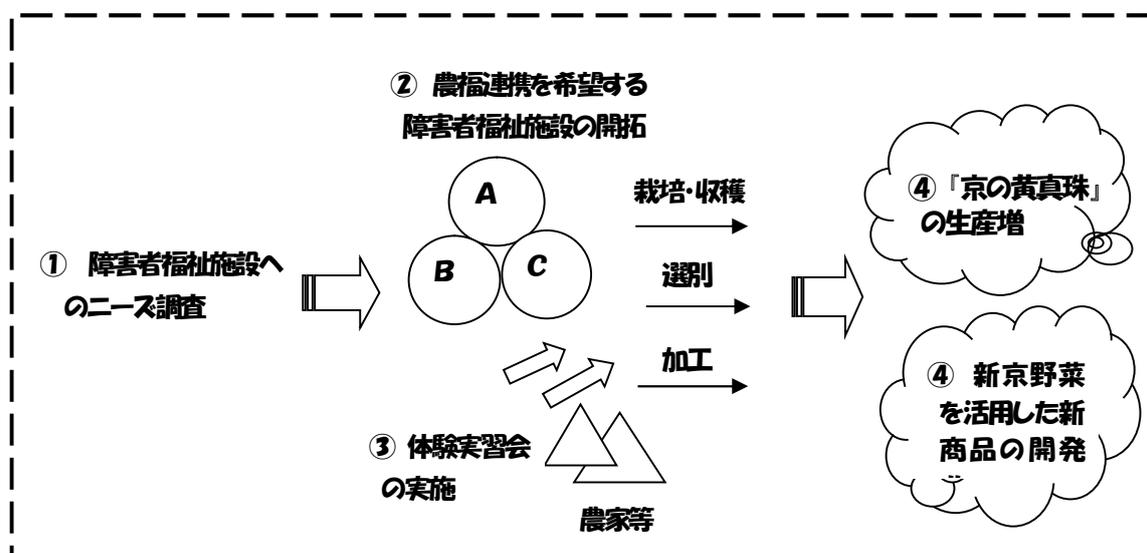
今後、同協定に基づき、『京の黄真珠』の販売量を増加させていくためには、新たな担い手の確保が求められており、併せて、障害のある方の就労機会の拡大及び工賃の向上にも取り組んでいく必要がある。

[事業概要] ※産業観光局「農福連携による新京野菜普及促進事業」(p109)と連携

産業観光局と連携し、障害者福祉施設が新京野菜等の選別作業に加え、生産・加工・販売等に携われるよう、農家等とのマッチング等に取り組み、販路開拓や地域の活性化、障害者福祉施設の工賃向上を図る農福連携を推進する。

- ・障害者福祉施設へのニーズ調査を実施し、農福連携を希望する障害者福祉施設を開拓
 - ・農家側が行う生産体験実習会への参加者募集や生産体験実習会終了後のフォロー
- これらの取組により『京の黄真珠』の生産増や新京野菜を活用した新商品の開発に繋げる。

<事業イメージ図>



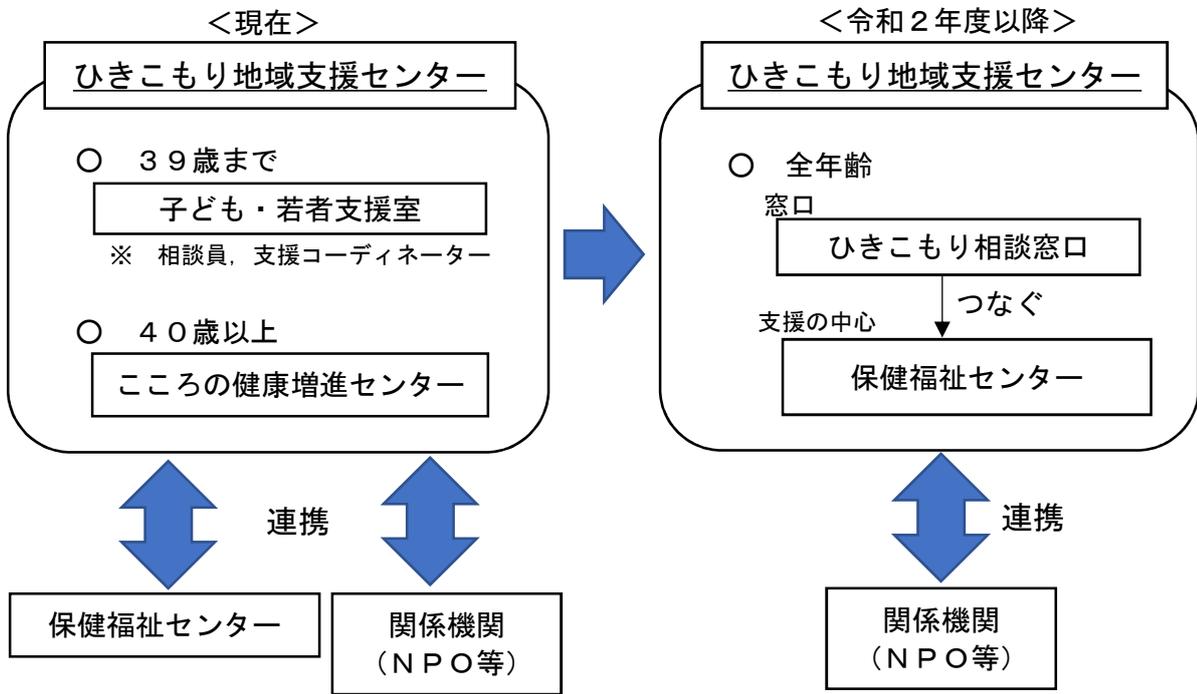
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実		
予算額	97,300 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	生活福祉部 生活福祉課(251-1175) 子ども若者未来部 育成推進課(746-7610)		
[事業実施に至る経過・背景など] 本市では、39歳以下を対象として中央青少年活動センター内に設置されている「子ども・若者支援室」と40歳以上を対象とした「こころの健康増進センター」の2箇所を「ひきこもり地域支援センター」として位置づけ、ひきこもり支援に取り組んできた。 しかしながら、年齢によって相談窓口が分かれているため、継続的な支援が難しい等の課題がある。それに加えて高齢の親とひきこもりの子どもが同居する8050問題など、地域住民が抱える課題はますます多様化・複合化してきており、ひきこもりは社会的に取り組むべき大きな課題となっている。			
[事業概要] これまでの本市のひきこもり支援の仕組みを抜本的に見直し、様々な困難を抱える方や家庭を地域と一緒にあって見守り支えていく。まず、当事者とその家族に寄り添った息の長い総合的な支援を展開していくため、以下の取組を実施する。(別紙) (1) ひきこもり相談窓口の明確化 年齢や施策ごとに分かれている相談窓口を一つにまとめ、明確化することで、本市でひきこもりの相談をしっかりと受け止めるメッセージを発信するとともに、市民にとって分かりやすい支援の入り口を示す。 相談窓口では、電話、来所、家庭訪問等を通じて、当事者や家族に寄り添いながら、丁寧な相談対応を実施し、ひきこもりの背景にある課題把握に努める。 (2) よりそい支援員(仮称)の設置 生活困窮者支援の枠組みを活用し、ひきこもりをはじめとする様々な困難を抱える世帯の課題解決に向けて伴走型支援を行う「よりそい支援員(仮称)」を設置する。			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			



※ よりそい支援員(仮称)ほか, 各機関と連携して支援

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	地域あんしん支援員設置事業		
予算額	83,412 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(746-7713)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>近年、家族形態・雇用形態の変化、住民同士の人間関係の希薄化等を背景に、生活上に負担や悩みを抱えていても、適切な支援につながらず、地域で孤立し、課題を複雑化・深刻化させてしまう世帯の増加が危惧されている。</p> <p>本市では、平成26年度から社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける「地域あんしん支援員」の配置を進めてきた。</p> <p>今般、高齢の親とひきこもりの子どもが同居する「8050問題」をはじめとした、複合的な課題を抱える世帯への支援を強化するため、個々の状況を踏まえながら、多様な関係機関が連携し合い、支援を行っていくことが求められている。</p>			
<p>【事業概要】</p> <p>令和2年度においては、8050問題をはじめとした複合的な課題を抱える世帯への支援を強化するため、<u>地域あんしん支援員を2名増員（12名→14名）し、全区役所・支所へ配置すること等により、本事業の実施体制の充実を図る。</u></p>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> <p>本事業については、制度の狭間や複合的な課題を抱える方への個別援助に重点を置き、支援対象者に粘り強く寄り添うとともに、保健福祉センターが中心となり、関係機関等と共に支援方策を検討することで、公的支援、地域の関係機関、住民等による見守り活動等の連携による効果的な支援の展開が図られていると、京都市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）において評価を受けている。</p> <p>平成26年の事業開始以降、平成30年度末時点で、180世帯の支援を行い、うち124世帯において、地域あんしん支援員の粘り強い寄り添い支援により、信頼関係を構築することで、福祉サービスの導入やごみの撤去をはじめとする生活改善を図ることができ、うち86世帯は、世帯の抱える課題を解決し、関係機関や地域による支援・見守りに移行している。</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	災害時医療救護活動体制整備事業		
予算額	1,800 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(222-3411)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>近年、台風や大雨による被害が各地で頻発しており、また、近い未来における「南海・東南海地震」の発生が危惧されるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない身近なものとして、事前にしっかりと備えておく必要がある。</p> <p>とりわけ、人命救助に重要な医療救護活動が、発災時に十分に機能するよう、あらかじめ医療関係団体と連携した訓練の実施や、医療救護活動の調整を担う本部機能の確保等により、実践に備えた体制整備に取り組む必要がある。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>1 災害時医療救護活動の訓練等の実施</p> <p>京都府医師会等の医療関係団体と連携し、本市医療救護活動マニュアルに基づき、災害時に医療救護活動の統括を担う市災害対策本部救急医療調整班の立上げ訓練や、保健福祉センターと市内地区医師会を対象とする医療救護活動の実践的な訓練を実施する。</p> <p>加えて、災害時における歯科医療活動の充実を図るため、京都府歯科医師会との医療救護活動に係る検討の場を設ける。</p> <p>2 医療救護活動の調整を担う本部機能の確保</p> <p>大規模災害発生時に医療機関の被害状況の把握や救護班の派遣調整等を行う本部機能を確保するため、衛星電話の配備（場所：市災害対策本部（救急医療調整チーム）、台数：2台）による災害時の通信手段の確保をはじめ、必要な資器材を配備する。</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	障害者歯科診療促進調査研究事業		
予算額	500 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(222-4420)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>障害などにより口腔のセルフケアが困難な方は、むし歯や歯周病になりやすい一方で、その歯科治療を行うに当たって、治療や指導上の配慮や工夫を必要とし、必要に応じて全身麻酔等の高度な対応が求められている。</p> <p>そのため、障害のある方の健康の保持・増進及びQOL改善を図るため、歯科診療提供体制の確保に向けて、府市で京都歯科サービスセンター（運営：京都府歯科医師会）における障害者歯科診療事業の運営補助を行っている。</p> <p>このような中、歯科サービスセンターにおいては、診療を必要とする方の増加に伴い、緊急の場合を除き、待機期間が生じるなどといった課題が生じている。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>京都府歯科医師会をはじめとする関係団体との協議体を設置し、障害者歯科診療を取り巻く現状や課題、歯科サービスセンターの利用状況等についての分析・検討を行い、対応策の調査研究を行う。</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	介護の担い手確保対策事業		
予算額	5,300 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課(213-5871)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>若年人口の減少等により、本市内の事業所においても、介護の担い手の確保が年々厳しさを増している。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>国や京都府の福祉就職フェア等の取組に参加・連携するとともに、市内の関係団体と立ち上げた研究会での議論を踏まえ、以下の事業を実施する。</p> <p>1 中学校家庭科授業における魅力発信</p> <p>実際に介護の現場に携わっている高齢者福祉施設の職員が、ゲストティーチャーとして公立中学校の生徒を対象に体験も含めた授業を実施する。実施校を拡大していく中で、その後の全市展開に向けて、体制づくりの検討を進めていく。</p> <p>(1) 対象者 中学1年生・2年生</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 体験活動「介助の基礎を学ぶ」 高齢者介助の基礎について、体験を通じて学習する。</p> <p>イ 講義「お年寄りとの関わり方」 体験活動を踏まえ、高齢者の身体的特徴や高齢者への関わり方など、高齢者介護の基礎を学習する。また、高齢者福祉施設の職員が自身の体験を交えながら、介護の仕事の社会的役割や、やりがい等を伝えることを通じ、介護の魅力を発信する。</p> <p>2 介護の担い手となる外国人の就労・定着に向けた集合研修</p> <p>介護の担い手となる外国人が市内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、介護技能向上のための集合研修の実施に対する支援を行う。</p> <p>(1) 対象者 介護分野における技能実習生及び特定技能1号の外国人</p> <p>(2) 内容 集合研修の実施（講義、実技演習） （介護の基本、コミュニケーション技術、文化の理解、介護の日本語、認知症の理解、介護技術演習 等） ※ 国の定める「外国人介護人材受入支援事業実施要領」に基づき事業を実施する。</p>			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	介護サービス事業者等連絡会開催支援事業		
予算額	3,700 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課(213-5871)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>本市では、区役所・支所の区域単位で、介護サービス事業者が自主的に集まり、介護サービス事業者等連絡会を開催し、介護保険サービス及び高齢者支援に関する情報交換や研修、事例検討等を行っている。介護サービス事業者等連絡会の開催は、介護サービス事業者等による自主運営の会議体であり、それぞれ実施回数や内容等が異なっている。</p> <p>京都市域全体の介護サービスの質的向上及び京都市版地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護サービス事業者はもとより、地域の多様な関係機関等と連携して、全ての介護サービス事業者等連絡会の実施回数や内容等を充実していくことが求められている。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>地域の介護支援専門員や地域包括支援センター、介護サービス事業所・施設等とのネットワークを有している職能団体に対して、当該団体が介護サービス事業者等連絡会の企画・運営に参画し、定期的に研修や事例検討等を実施するために必要な講師謝礼等の費用を助成することにより、実施回数や内容等の平準化や質的向上を図る。</p>			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p> <p>他の指定都市においても、介護サービス事業者の連絡会・協議会等が開催されている。</p>			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	ロタウイルスワクチン定期接種の実施		
予算額	150,200 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	医療衛生推進室 健康安全課(222-4421)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>令和2年1月17日付けで予防接種法施行令等の一部を改正する政省令が公布され、同年10月1日からロタウイルスワクチンの予防接種が定期接種化されることとなった。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>1 予防接種名 ロタウイルスワクチン (A類疾病(他の子どもに対する定期予防接種と同様、集団予防を目的とする。接種の努力義務あり。))</p> <p>2 対象者 令和2年8月1日以後に生まれた、生後6週から32週に至るまでの間にある者 ※ ただし、接種期間の特例として、2種類のワクチンのうち、ロタリックスを用いる場合は、生後24週に至るまでの間とする。</p> <p>3 定期接種開始時期 令和2年10月1日</p> <p>4 接種方法(ワクチンにより異なる) ・ロタリックス：27日以上の間隔をおいて2回(経口接種) ・ロタテック：27日以上の間隔をおいて3回(経口接種) ※ 標準的には生後2月から14週6日までに初回接種を完了</p> <p>5 実施予定場所 予防接種協力医療機関での個別接種(他の定期予防接種に同じ)</p>			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

令和2年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	HACCP に沿った衛生管理の周知及び導入支援の充実		
予算額	5,800 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	医療衛生推進室 健康安全課(222-3429)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>令和2年6月1日から「食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が施行され、施行日から1年の経過措置期間を経た令和3年6月1日から、原則として全ての食品等事業者はHACCP（※1）に沿った衛生管理の実施が義務付けられることとなった。</p> <p>改正法では、食品等事業者のうち、規模（従事者50人未満）や業種（飲食店等）等を要件とした、一定の営業者（以下「小規模な事業者等」という。）については、HACCPそのものではなく、各業界団体が作成する手引書に沿った、簡易な方法による衛生管理（※2）が可能とされている。</p> <p>※1 HACCP（ハサップ）とは、微生物による汚染や金属の混入等の危害を分析したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システムのこと。従来の基準に比べ、問題のある製品の出荷をより効果的に防止することができ、事故等の原因追究や改善が容易となる。</p> <p>※2 簡易な方法による衛生管理とは、手引書を利用して、温度管理や手洗い等のルールを衛生管理計画として策定し、計画に基づいて実行し、実行した結果の記録保存を行う、一連の流れのこと。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>市内の食品等事業者は、ほぼ全てが小規模な事業者等に該当するため、令和2年度中に、本制度について漏れなく周知するとともに、事業者自らが経過措置期間終了までにHACCPに沿った衛生管理を導入できるよう必要な支援を行うことにより、京都市の食の安全と安心の担保を図る必要がある。なお、小規模な事業者等以外の施設については、従来どおり、個別に必要な助言や資料提供等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵送による改正法の一斉周知及び導入方法の説明 期間：令和2年度中 対象：市内食品等事業者（約40,000施設） 送付内容：(1) 改正法周知 (2) 導入方法案内（ホームページ、手引書ダウンロード先、相談窓口） 2 食品等事業者からの相談に応じた導入支援 期間：令和2年度中 			